

2026年度 法科大学院

第1期入学試験問題

1時限

憲法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章および【資料】を読んで、設問に答えなさい。

(法律の条・項および罰金の金額は、算用数字で表記している。また、促音および拗音を表す語は、法令の用語等に関わらず、小文字で表記している。)

Yはきゅう業をA県内で営んでいるが、きゅうの適応症としてリウマチ、胃腸病、神経痛などの病名を記載したビラ約1000枚をXの施術所付近において配布した。これが「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」第7条に違反するとして起訴された。なお同法同条の趣旨については、もしかかる広告を無制限に許容するときは、「患者を吸引しようとするためややもすれば虚偽誇大に流れ、一般大衆を惑わす虞があり、その結果適時適切な医療を受ける機会を失わせるような結果を招来することをおそれたため」(最高裁判所昭和36年2月15日大法廷判決・最高裁判所刑事判例集第15巻第2号347頁)であるとされている。

【資料】あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

(昭和22年法律第217号)

第1条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許(以下免許という。)を受けなければならない。

～中略～

第7条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第1条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

2 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

～中略～

第13条の8 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条又は第7条（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

～以下略～

設問

Yは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」第7条の規定と同規定違反に係る罰則規定が、憲法に違反すると主張しようとしている。あなたがYの弁護人であるとして、どのような憲法上の主張を行うか、述べなさい。なお、論述にあたっては、検察側から想定される反論のポイントも記し、かかる反論にどのように再反論できるかも述べなさい。